

議 事 録

1. 日 時 令和5年4月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	4 番 荻野 俊明
6 番 村上 和義	7 番 石井 義久	8 番 山渕 久司
9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二
12 番 池田 賢治	13 番 住元 保	14 番 山本 建樹

以上 12名

4. 欠席委員

3 番 伊藤 能之

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	立花 吉廣	田中 伸一
左海 みや子	鈴木 清	

以上 5名

6. 事務局

加藤局長 岸本係長 泉係長

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第15号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
- 議案第17号 令和5年度最適化活動の目標の設定のこと
- 報告第12号 農業委員会事務局職員異動のこと
- 報告第13号 使用貸借解約の通知報告のこと
- 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第15号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第16号 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと

— 山渕会長が、議長に就任する —

山渕議長： ただ今から第35回明石市農業委員会を始めます。

本日は、新年度になり、初めての委員会です。3月の委員会の時に申し上げておりましたが、事務局の藤田さんが3月31日付けで退職されました。後任として4月1日付けで市の人事異動があり、新しく「こども財団」から加藤さんが来られました。後ほど紹介させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、これより会議を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員13名中、12名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

7番 石井 義久 委員

8番 大中 秋美 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしく申し上げます。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山淵議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が4件、報告が5件です。

本来でしたら、議案審議のあと報告に移るところですが、「報告第12号農業委員会事務局職員異動のこと」を先に報告させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 異動してこられた加藤局長から順に挨拶をお受けしたいと思います。

それでは加藤さん、よろしく申し上げます。

— 局長が挨拶をする —

— 加納課長ほか1名が挨拶をする —

山淵議長： 併任の2名の方につきましては、公務のため退席されます。

山淵議長： それでは、ただ今より議案審議に入ります。

はじめに「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は4件の申請がありました。

1番については藤田正子委員の関連議案となりますので、「農業委員会等に関する法律第31条」に規定する議事参与の制限により、藤田委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(藤田(正)委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後)

山淵議長： 先日の小委員会では現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案14号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願いいたします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですべて許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山淵議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の1番は許可することに決定しました。

藤田委員には着席していただきます。

(藤田(正)委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後)

山淵議長： それでは2番の土地の報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。

議案14号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願いいたします。

山淵議長： 次に、3番と4番の土地の報告を併せてお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3番と4番の土地について報告いたします。

議案第14号の3番と4番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、

現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いたします。

山渕議長： それでは2番以降について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 3番と4番の件ですが、面積要件がありましたらできなかったものでしょうか。

事務局職員： 下限面積の要件が撤廃されていなかったら、今回の3条申請はできなかったことになります。

〇〇委員： 面積要件の撤廃があったから、できたということですね。

事務局職員： そうです。

山渕議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
2番以降について、本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の2番から4番は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第15号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第15号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に「議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を、議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月の案件は、3件です。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第17号 令和5年度最適化活動の目標の設定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 本案については、今年度の活動目標を定めようとするものです。
これについて、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、令和5年度の活動目標を設定することにご異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第17号 令和5年度最適化活動の目標の設定のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長： 次に報告に移ります。

山渕議長： 次に「報告第13号 使用貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は、1件の通知がありました。

これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第13号 使用貸借解約の通知報告のこと」は以上で報告とします。

山渕議長： 次に「報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第14号」「報告第15号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 次に、「報告第16号、明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと」を、議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 本案について、ご意見、ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第16号、明石市農業委員会事務処理要綱の一

部を改正する要綱制定のこと」は以上で報告とします。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第35回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時33分 終了)

※ 小委員会 令和5年4月21日 午後2時00分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(正)委員 住元委員 荻野委員

・事務局

加藤局長 岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 石 井 義 久

署 名 人 大 中 秋 美